

- 平成31年度 -

経営所得安定対策

美浦村農業再生協議会
美浦村水田農業推進センター
JA水郷つくば 美浦支店・JA稲敷・美浦村

米を取り巻く環境

水稻の作柄

平成30年産の全もみ数は一部を除き平年以上に確保されたものの、北海道の6月中旬から7月中旬の低温・日照不足の影響、またその他の地域の9月中旬以降の日照不足の影響により登熟が抑制された地域があったことから、全国の10a当たりの収穫量は529kg（作況指数98）となりました。

茨城県については、全もみ数は穂数がやや多く、1穂当たりもみ数が平年並みであったことから「やや多い」となったものの、登熟は出穂期以降の高温の影響により、粒の肥大が抑制されたことから「やや不良」となった。その結果、10a当たりの収穫量は524kg（作況指数99）となりました。

全 国	98
茨城県	99
美浦村（県南）	97



需給見通し

平成30/31年の需給見通し

平成30年6月末の民間在庫量は190万t（前年比9万t減少）、平成30年産米の生産量は733万tだったことから、供給量の合計は923万tとなります。需要量は735万tの見通しとなっています。

平成31/32年の需給見通し

平成31年6月末の民間在庫量は、188万tと見通されます。平成31年産米の生産量は、平成32年6月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準（180万t）となる718万tから主食用米等の需要量の見通しと同水準の726万tまでと8万tの幅をもって設定し、これにより供給量の合計の見通しは、906万tから914万tまでとなります。需要量は726万tの見通しとなっています。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31
需要量（万t）	813.3	781.1	786.6	782.5	766.2	754.0	739.6	736.4	726.3

平成31年度米の生産数量目標に相当する数値(需要量)に関する情報

美浦村の生産数量目標に相当する数値(需要量)

茨城県の需要量見通しが324,183t(前年比△5,999t)となったことから、美浦村の需要量見通しは3,621t(前年比△94t)に設定されました

米穀の備蓄の目標数量

国が行う備蓄は、不作により供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万t程度を現行の適正水準として、需給状況も踏まつつ米穀を保有しています。

平成30年度産米の備蓄米としての買入契約数量は12万tとなりました。

保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、4万t～12万tの範囲内で非主食用に販売することとしています。

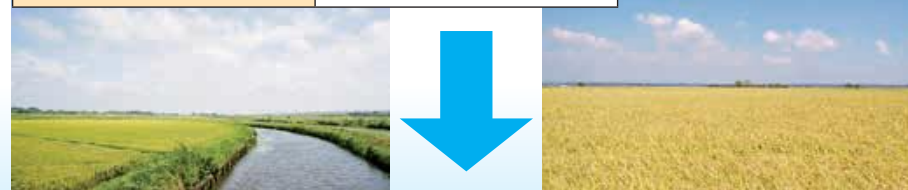
以上を踏まえた平成31年6月末備蓄予定量は、91万t～99万tとなります。

平成31年度米の生産数量目標に相当する数値

全 国	718万t～726万t	前年	735万t
茨城県	324,183t	前年	330,182t
美浦村	3,621t	前年	3,715t

生産数量目標に相当する数値の面積換算値等

単 収	522kg	前年比 △ 3kg
作付可能面積	693ha	前年比 △14ha
美浦村の水田面積	1,016ha	



作付可能率 71.0%

生産調整率 29.0%

※作付可能率については、過去5年間の実績を考慮し算定しました。
状況によっては変動する場合がありますので、ご理解ください。

経営所得安定対策等の概要

経営所得安定対策

水田・畑地における農業経営の安定を図るため、コスト割れしている作物・食料自給率の維持向上のため食生活上特に重要な作物・農地の有効利用と生産力の維持のための作物が支援対象となります。

具体的には、米・麦・大豆等を支援します。

- ・ 畑作物の直接支払交付金
- ・ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

販売分を支援します。



水田活用の直接支払交付金

水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用米・飼料用米、WC S用稲、加工用米を戦略作物とし、これ以外の地域特産物については、市町村の判断で行います。(産地交付金)

具体的には、そば・野菜(出荷伝票が提出できる農産物)を支援します。

- ・ 水田活用の直接支払交付金
(産地交付金)

水田における転作分を支援します。

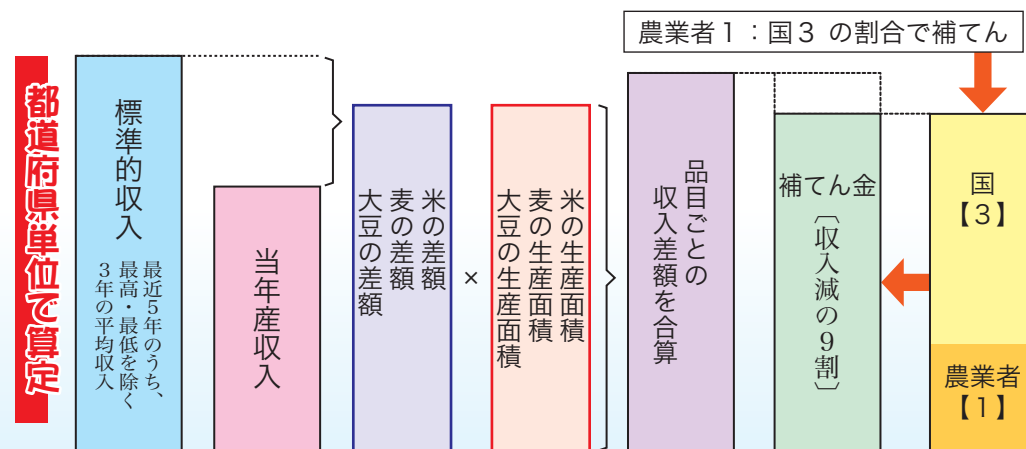
収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

●収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

★農業者提出に基づくセーフティネットとして継続実施します。

交付対象者	認定農業者・集落営農等（規模要件なし）	交付要件	農産物の検査規格証明・出荷伝票の提出 （翌年3月末分まで）
対象作物	米、麦、大豆		

事業仕組みのイメージ



- ・ 当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。
- ・ 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- ・ 交付金は、平成32年5月～6月頃に支払います。

■申請時期

平成32年4月1日から4月末日まで（予定）

※30年産米については、平成31年4月より受付を開始する予定です。

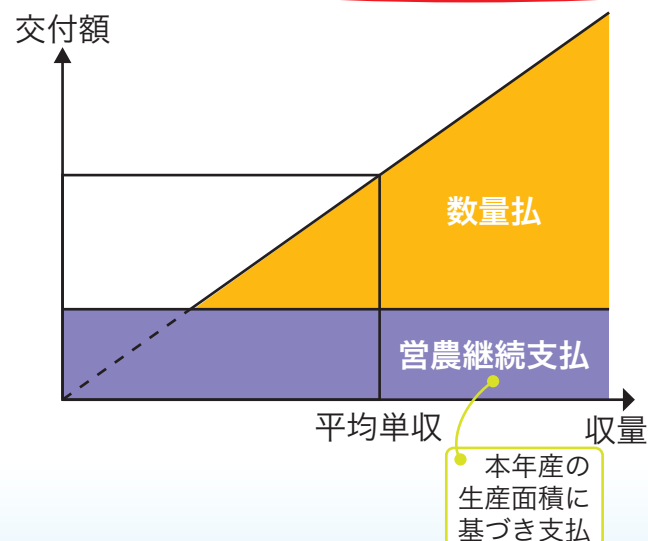
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)

麦・大豆・そばの生産・販売を行う農業者（作業受託集団）に対して、数量支払と面積支払を併用した仕組みで支援します。

— 畑作物の直接支払交付金 —

等級		1 等				2 等				3 等	合格
品質区分	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D		
六条大麦 (円 /50kg)		6,000	5,580	5,450	5,400	4,970	4,550	4,430	4,380		
大 豆 (円 /60kg)		9,940				9,250				8,570	7,890
そ ば (円 /45kg)		17,470				15,360					

畑作物の直接支払交付金のイメージ



ポイント
数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を営農継続支払として先払い。
販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、追加支払い。

生産性向上の努力が報われるよう数量払を基本とすることとし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、追加で支払う仕組みで交付します。



水田のフル活用について

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

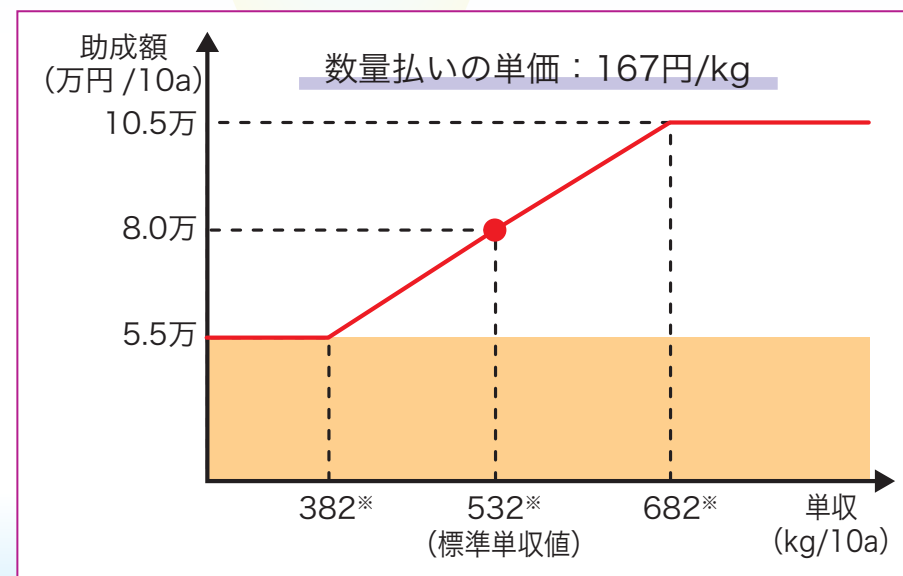
1 水田活用の直接支払交付金

水田を有効活用して生産を行う販売農家・集落営農に対して直接支払により支援します。

■ 戦略作物助成 ■

作物	単価（10a当たり）
麦、大豆、飼料作物	35,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米、米粉用米	収量に応じて 55,000～105,000円

〈飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ〉



- ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件としています。
- ・※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収（配分単収）を適用するものとなっています。

2 飼料用米の推進と取組方法

主食用米の需要量が減少傾向にあるなか、飼料用米については国内需要が450万tあることから、国や県では転換を進めています。

取組方法としては、飼料用専用品種又は主食用品種とし、主食用品種については本村の基準数量（522kg／10a）を必ず出荷していただくことになります。

（この場合は8.0万円／10a）

また、生産意欲を向上するために収量に応じて数量支払いを行う制度です。

（10a当たり約680kgで上限10.5万円）



3 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め産地づくりに向けた取組を支援します。

対象作物	取組内容	配分単価 (10a当たり)
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ	20,000円

※その他、地域設定分で出荷を伴う野菜（高収益作物）や大豆の二毛作助成などを行います。

転作の達成・未達成に関わらず、助成は行われますが、未達成者に対しては村からの助成は行われません。

自給率の向上に資するため、転作における担い手への作業委託が原則となります。

作付けや栽培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は交付されません。また、需要に応じた生産を促進するためにも、実需者との出荷契約を確認します。

水田活用の直接支払交付金・産地交付金・村単独補助金

- ★交付金の使途
- ・転作による米の生産調整の推進・減収を伴う栽培
 - ・加工米の取組・担い手の育成
- ★交付の要件
- ・生産調整の達成者（村補助金）

この部分の助成金を受ける方は出荷伝票を提出していただきます。

また単価についても本協議会に配分の範囲で支払うことになりますので状況により単価調整があります。



※ 10a あたりの単価

作物等名		助成種別	基本助成（村）	担い手加算（村）	水田活用（国） 産地交付金（国）	産地交付金（国） 1年2作加算	計
担い手型	年2作物 麦・大豆		10,000	25,000	35,000	15,000	85,000
	年1作物 麦・大豆		10,000	25,000	35,000	—	70,000
	そば		10,000	35,000	20,000	—	65,000
自己作付	景観形成作物（コスモス・ひまわり）		10,000	—	—	—	10,000
	地力増進作物（れんげ・ソルゴー等）		10,000	—	—	—	10,000
	上記以外の一般作物 ・青刈り稲 ・永年作物（4年目まで） ・野菜		10,000	—	—	—	10,000
	J A・市場・直売所等に出荷を行って、 出荷伝票を提出できる野菜等		10,000	—	20,000	—	30,000
	調整水田・保全管理・カウント		—	—	—	—	—
加工用米	1袋あたり約57.4㎡の転作扱い		15,000	—	20,000	—	35,000
輸出用米	1袋あたり約57.4㎡の転作扱い		15,000	—	20,000	—	35,000
特別栽培米の取組 ※1			10,000	—	—	—	10,000

※1 平成31年産において収量が減少しなかった場合は交付されません。交付は、光一点部会員・美浦特別栽培米研究会員に限りです。

担い手

水田農業ビジョン及び美浦村人・農地プランに位置づけられた作業受託集団（JA水郷つくば 美浦支店エコアグリクラブ・（株）きはらファーム・太田転作組合）に麦・大豆・そばの生産を委託し、販売した場合は担い手加算金が委託者へ、水田活用交付金（産地交付金）が担い手に交付されます。また担い手に1年2作の作業委託を行い、販売を行った場合にも年2作加算金が担い手に交付されます。

※国補助金については作業受託集団に交付されます。その後、委託料の計算を行って委託者（生産者）に支払います。

村の支援事業

★転作作物種子支給事業

麦・大豆・そば・飼料作物・レンゲ等の転作種子を支給します。

※生産調整実施計画書を取りまとめ、JAを通じての支給となります。

★うまい米づくり推進事業

市場・消費者のニーズに即した美浦のうまい米づくりを推進するために元肥（堆肥）代金等を支援します。

●交付対象者要件

生産調整達成者で「光一点生産部会」または「美浦特別栽培米研究会」に加入している生産者であり、当該の米をJAに出荷している生産者。

★担い手基盤強化推進事業

水田農業の担い手が農地の集積により効率的・安定的な経営体となるための基礎づくりを支援するために新規の利用権設定を支援します。

●助成要件

◇村内に居住する農業者が所有する、村内の水田であること。

◇新規の利用権設定であること（平成31年4月から12月農業委員会承認分）

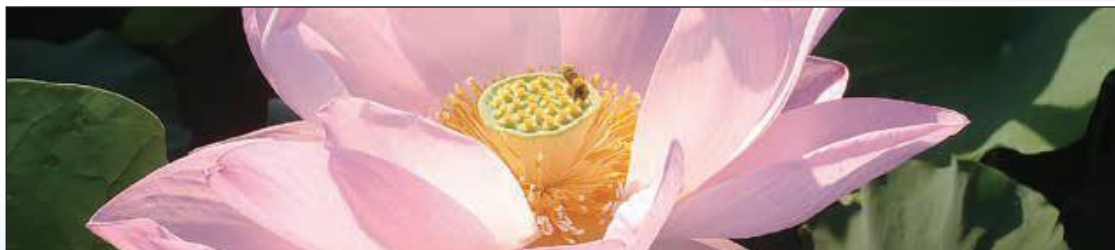
◇利用権設定を受ける者が生産調整達成者であること。

◇利用権の設定を受ける者が美浦村水田農業ビジョン及び美浦村人・農地プランに位置づけられた者であること等

●助成額

利用権設定期間	助成額	内 容
3年以上	1,000円	利用権の設定を受ける者（耕作者）
5年以上	2,000円	

※所要額が予算を超えた場合は所要額に応じて均等割。
 ※利用権設定を途中解除した場合は助成を受けた者が協議会へ返納する。
 ※再設定の土地については対象外とする。



イネ縞葉枯病防除事業

近年県西地区で大量発生しているイネ縞葉枯病が県南地区でも発生するようになり、平成 30 年度から本村においても防除事業を行ってまいりました。平成 29 年度の発病株率 14.3% に対して、防除事業を行った本年度は 5.3% となり一定の効果があったと思われます。しかしながら、県西地区においては依然として高い数値であることから、引き続き継続事業として支援していきます。

本事業については、多くの生産者が防除事業を行うことで最大の効果が生まれますので、是非活用してください。

○助成対象要件

- ・ 水稻の生産を行い、生産調整達成者であること。
- ・ 当年産の水稻生産に使用する分を対象とする。ただし、抵抗性品種（一番星、夢あおば等）は対象外。
- ・ JA稲敷及びJA水郷つくば 美浦支店で購入した分のみを対象とする。
- ・ 薬剤は、アドマイヤー CR、スターダム、ダントツオリゼメート、スタウトダントツ、ゴウケツバスターを対象とする。これら以外の薬剤でヒメトビウンカに効果のある（残効性の高いもの）については、JAにご相談ください。

○助成額

500円/10a

JAで注文データと水稻面積データを突合し、助成額を算出します。

参考 価格	品名	容量	予約価格	当用価格
	アドマイヤー CR	1 Kg	2,140 円	2,180 円
	スターダム	1 Kg	3,510 円	3,570 円
	ダントツオリゼメート	1 Kg	2,630 円	2,670 円
	スタウトダントツ	1 Kg	2,900 円	2,980 円
	ゴウケツバスター	1 Kg	4,270 円	4,400 円

※薬剤の使用量は、10a 当たり 1 Kg とします。

不作付地の 改善計画に ついて

・ 不作付地の活用推進として

改善計画については計画の達成に向け戦略作物・その他作物を作付し、生産拡大に確実につなげていくことが必要です。

については再生協議会は村・JA・農業委員会・関係機関等連携し、改善計画が提出されている圃場の確認を行い、生産者の皆様に農地の有効活用を推進していきます。

目標年度の翌年に作付の「再開がされなかった」・「再開できなかった」場合の当該農地については、交付対象水田から除外されることになりますので、ご注意願います。

人・農地プランについて

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。平成25年度に策定された「美浦村人・農地プラン」は、農家の皆様からのアンケート結果と将来の担い手としての意向がある方を対象に作成されました。現在は農地の集積計画や利用図を作成し、地域における将来的な農地利用の“設計図”を描いております。地域の担い手（農地の引き受け手）として「地域の中心となる経営体」になりたい方は是非ご相談ください。（随時受け付けておりますが、希望の方は5月末までにご相談ください。）

本村の水田利用の将来方向について

水田利用の将来方向

生産調整下における、米の生産と他作物を合わせた収益性の高い水田農業を推進するため、認定農業者や担い手への土地利用集積面積を拡充し、市場への安定供給を図っていきます。また、不作付田に対しては保全・管理の徹底を呼びかけ、耕作放棄とならないよう配慮するとしております。

★担い手の育成及び土地利用集積

本村の水田農業経営はそのほとんどが兼業であり、農業者の高齢化とあいまって耕作者が減少する等、後継者不足が懸念されており、今後担い手農業者の役割はますます重要になっていきます。大規模経営によるコストダウン、品質の統一化を図り、安定した農業経営を推進し、また水田の有効利用のためにも、担い手農業者への土地利用集積を推進していきます。

★担い手の明確化と育成

担い手の明確化にあたっては、地区ごとの担い手の現状を把握し、認定農業者及び耕作面積おおむね2ha以上の農業者を担い手として位置づけます。

★担い手のタイプ

- ・認定農業者
- ・ビジョンに定める担い手
（概ね2ha以上の耕作面積を有する生産調整達成者）
- ・営農（作業受託）集団

新規就農者への支援

- ★農業次世代人材投資事業（経営開始型）
最大150万円／年 5年以内
- ★農業次世代人材投資事業（準備型）
150万円／年 2年以内
- ★農の雇用事業
最大120万円／年 2年以内

資金に対する支援

- ★スーパーL資金の実質無利子化

美浦村人・農地プラン検討委員会

本村の検討委員は農業委員、JA、関係機関で構成いたします。本事業の導入の検討や可否についても、検討委員会で精査し判断しています。

農業用廃プラスチック 適正処理事業について

美浦村の事業として毎年10月と2月の年2回、農業者個人では適正処理が困難な使用済み農業用プラスチック（農業用ビニール・農業用プラスチック）の回収を行っております。

使用済み農業用プラスチックは各個人が適正に処理することが法律により定められており、不法投棄や野外焼却は違反であり、環境汚染や周辺住民の健康にも影響を及ぼしますので、適正処理にご協力を宜しくお願い致します。

【回収予定場所】

JA水郷つくば 美浦支店管内の農業者	JA水郷つくばコンポストセンター
JA稲敷中部地区安中管内の農業者	JA稲敷旧安中支店

【回収料金（平成31年度）】

農業用ビニール	5円/kg
農業用プラスチック	25円/kg
年間登録料	1,000円 (年度内有効)

※蛙シート・不織布・ブルーシート・マイカ線等回収できないものもあります。
※リサイクル目的での回収となりますので、物の状態によっては回収できない場合がございますのでご了承ください。

【お申し込み方法】

9月と1月の美浦村広報に掲載いたしますので、電話で美浦村役場経済課までお申し込みください。

直接窓口でのお申し込みも可能です。



農地の利用権 設定について

利用権設定とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地の賃借権等の権利を設定することを言います。

利用権設定を行った場合、賃借期間の満了時の際には権利設定した農地は必ず貸し手に返還され、離作料も発生しません。

【手続き】

利用権設定の申請書を美浦村役場経済課に提出し（毎月25日までに受付した申請書を、翌月の農業委員会総会で審査します。）農業委員会の決定・公告を経て権利の設定が完了します。

【留意点】

- ・相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている農地は、原則利用権設定ができません。
- ・農業者年金を受給するために経営移譲した（受けた）農地は貸し付けることができません。
- ・市街化区域内の農地は対象になりません。
- ・農地を借りる方の耕作面積が、原則として50アール以上であることが必要です。

新しい農作物共済(水稻・陸稻)のしくみ

加入資格者

水稻、陸稻、麦の耕作面積の合計が10a以上の方で収入保険制度未加入の方がご加入頂けます。(全筆加入が必要です)

補償期間(責任期間)は?

水稻

本田移植期～収穫期(ほ場乾燥中を含む)まで補償します。
(直播の場合は発芽期～収穫期となります。)

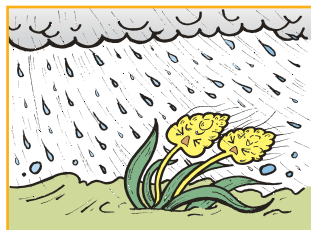
陸稻

発芽期(移植をする場合にあっては移植期)～収穫期まで補償します。

申込み期日：平成31年3月31日まで

詳細なお問い合わせは、茨城県みなみ農業共済組合 農産課
(☎029-839-0163)までご連絡ください。

対象となる災害(共済事故)は?



自然災害



病虫害



鳥獣害

※薬害など人為的な減収は補償の対象となりません。

分割評価について

肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など共済事故以外の原因による減収等は支払い対象としては扱わず、分割して評価します。

分割評価 の事例

- 生育が阻害されるほどの雑草が生い茂っている。
- 病虫害防除が適切になされていない。 etc...

加入方式

一筆方式	補償の内容	共済事故による耕地ごとの減収量(基準収穫量－見込収穫量)が、その耕地の基準収穫量の3～5割(支払開始損害割合※)を超える減収分について補償します。 ※7割補償の場合は3割、6割補償の場合は4割、5割補償の場合は5割
	補償割合	7割、6割、5割の中から選択して頂きます。
	共済金額	単位当たり共済金額×引受収量(耕地の基準収穫量×補償割合)
	共済金の支払い	7割補償の場合 単位当たり共済金額×共済減収量 (被害耕地の減収量－基準収穫量×3割)

半相殺・全相殺方式	加入要件(全相殺方式)	全相殺方式においては、原則としてJA等集荷業者への出荷資料又は青色申告書及びその関係書類等から過去の収穫量のおおむね全量が把握でき、今後も収穫量のおおむね全量をJA等集荷業者へ出荷し、出荷資料等の提供が得られる事が加入の要件となります。	
	補償の内容	半相殺方式	共済事故による加入者ごとの減収量(被害耕地の減収量合計)が、その加入者の総基準収穫量の2～4割(支払開始損害割合※)を超える減収分について補償します。 ※8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割、6割補償の場合は4割
		全相殺方式	共済事故による加入者ごとの減収量(総基準収穫量－収穫量)が、その加入者の総基準収穫量の1～3割(支払開始損害割合※)を超える減収分について補償します。 ※9割補償の場合は1割、8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割
	補償割合	半相殺方式 全相殺方式	8割、7割、6割 9割、8割、7割 の中から選択して頂きます。
	共済金額	単位当たり共済金額×引受収量(全ての耕地の基準収穫量×補償割合)	
	共済金の支払い	半相殺方式 8割補償の場合 全相殺方式 9割補償の場合	単位当たり共済金額×共済減収量 (被害耕地の減収量合計－基準収穫量×2割) 単位当たり共済金額×共済減収量 (基準収穫量－収穫量－基準収穫量×1割)

品質方式 品質の低下も補償します!!	加入要件	過去3年間の出荷資料又は青色申告書及びその関係書類等が提出でき※、今後もJA等集荷業者に生産量の概ね全量を出荷することが加入の要件となります。 ※本方式での加入をご希望で、3年分の出荷実績をお持ちでない方は、お近くの農業共済組合等にご相談下さい。
	補償の内容	共済事故によって、加入者ごとに、減収又は品質の低下があり、かつ、生産金額が共済限度額（基準生産金額※×補償割合）に達しない場合に補償されます。 ※：過去3年間の出荷実績等を基に銘柄ごとに算出します。
	補償割合	9割、8割、7割の中から選択して頂きます。
	共済金額	基準生産金額×選択共済金額割合※ ※基準生産金額の40%以上、共済限度額以下の範囲内でお申し出頂けます。
	共済金の支払い	$(\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$

地域インデックス方式	補償の内容	共済事故によって、加入者ごと、統計単位地域※ ¹ ごとに減収があり、かつ、当年産の統計単収が基準統計単収※ ² の1割～3割（支払開始損害割合※ ³ ）を超える減収分を補償します。 ※1：市町村別 ※2：過去5年間の統計単収を基礎として算出（5ヶ年中庸3年） ※3：9割補償の場合は1割、8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割
	補償割合	9割、8割、7割の中から選択して頂きます。
	共済金額	単位当たり共済金額×統計単位地域ごとの引受収量※×補償割合 ※基準統計単収×耕作面積
	共済金の支払い	9割補償の場合 単位当たり共済金額×共済減収量※ ※（基準統計単収－当年産統計単収）×引受面積－基準収獲量×1割

注意事項

加入申込書については、経営所得安定対策営農計画書（以下「実施計画書」）と水稻共済加入申込書の様式が一体化となっている地域にお住まいの方は、再生協議会へ実施計画書を提出する際に、併せて共済の申し込みを行うことができます。当該地域以外にお住まいの方は、別途加入申込書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

なお農作物共済は平成31年産より、当然加入制から任意加入制に変更となります。それに伴い、ご加入を希望される場合は加入申込書を期限内に提出いただきますようお願い致します。また期限内に申込みいただいた方でも、共済掛金の払込みがなかった場合、共済関係は解除され、災害があっても補償されませんのでご留意願います。詳細については、お近くの農業共済組合等へご連絡ください。

一筆半損特約

加入者の選択により、一筆方式以外の引受方式において、収獲量が耕地ごとの基準収獲量の2分の1以下であると認められる耕地（半損耕地）につき、その耕地の基準収獲量の2分の1に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う特約です。 ※特約の有無により掛金が異なります。

㊦ 共済事故により、半損以上の損害が発生した場合（一筆単位）

基準収獲量500kg 半損耕地と確認

$$250\text{kg} (500\text{kg} \times 1/2) - 150\text{kg} (500\text{kg} \times 3\text{割}^{\ast}) (\text{支払開始割合}) \\ = 250\text{kg} - 150\text{kg} \\ = 100\text{kg} (\text{減収量})$$

※ご選択頂いた加入方式の補償割合により異なります。

共済金のお支払いについて

- ① 選択頂いた加入方式の計算方法に基づき算出された共済減収量
- ② 特約の計算方法に基づき算出された共済減収量

①と②を比較して共済減収量の多い方を基に計算した共済金をお支払いします。

共済掛金は？

掛金の約5割を国が負担します。

$$\text{加入者負担掛金} = \text{共済金額}^{\ast 1} \times \text{掛金率}^{\ast 2} - \text{国の負担金}$$

- ※1：補償限度額
- ※2：加入方式ごとに加入者の過去の被害実績に応じた掛金率（危険段階別共済掛金率）を算定します。
- この他に事務費賦課金がかかります。

詳細なお問い合わせは、茨城県みなみ農業共済組合 農産課へ ☎029-839-0163

私たちと一緒に 活動してみませんか？

●JA稲敷 光一点生産部会

●JA水郷つくば 美浦支店
美浦特別栽培米研究会

●JA稲敷 中部地区ねぎ部会

●JA稲敷 中部地区美浦米生産部会

●JA稲敷 中部地区農作業受託組合

詳細は各JA・役場経済課へ
お問い合わせください。

各農家へのお願い

—— 水田における蛇口について ——

全国各地で水田における蛇口の盗難が相次いで報告されております。本村においても近年このような被害が多いようです。

つきましてはこのような被害にあわれないよう各土地改良区又は水利組合で注意願います。

—— 農機具の盗難について ——

茨城県各地において農機具の盗難が相次いでおり、本村におきましても、トラクターが盗まれる被害が発生しています。つきましては、「田畑に機械を放置しない」・「倉庫に鍵をかける」など、自己防衛をして下さい。なお、JA・農業共済組合の保険等がありますので、農機具を盗難から守るために各自対策をお願いします。

—— 野焼きについて ——

野外でのゴミ焼却、いわゆる野焼きは法律により禁止されていますが、農地において稲わらや刈り取った雑草は焼却が認められています。ただし、場合によっては近隣の住宅等に迷惑がかかる恐れがありますので、十分留意してください。また、住宅や通学路に隣接している保全管理（保全カウント）地については、適宜草刈りを行っていただきますようお願いいたします。

—— 道路の清掃について ——

トラクター等による田畑の耕起後に道路や農道を走行する前には一度タイヤ等に付着している土や泥等を落としてから走行するように心がけてください。

近年路上での泥でバイクがスリップし、運転者が怪我・死亡等の事故が発生しているようです。（走行後、気になる土や泥等については適切に処理いただけるようお願いします。）

美浦村農業再生協議会事務局

- JA水郷つくば 美浦支店
- JA稲敷中部支店（営農経済）
- 美浦村役場経済課

〒300-0420 美浦村郷中2661-3

☎029-885-0125（代表）

〒300-0504 稲敷市江戸崎甲3016-3

☎029-892-6645（直通）

〒300-0492 美浦村受領1515

☎029-885-0340（内線218）